

## 契 約 書

〇〇〇〇株式会社(以下、「甲」という。)とホロニクスヘルスケア株式会社(以下、「乙」という。)とは、甲の医誠会国際総合病院緑化協賛事業での広告表示に関して以下のとおり契約を締結する。

(本契約の目的)

第1条 甲は乙の実施する医誠会国際総合病院緑化事業に協賛し、乙に対して、次条に規定する広告表示(以下、「本件広告」という。)を掲出し、その維持管理を委託するものとし、乙はこれを受託した。

(本件広告)

第2条 本件広告は、以下のとおりとする。乙は、本件広告を次条に規定する掲出期間開始時点までに掲出させるものとし、掲出に当たっては、甲が本件広告の内容等をあらかじめ確認するものとする。

(1) 掲出場所

大阪府大阪市南扇町4番14号 医誠会国際総合病院 北棟・南棟 3階

(2) 広告の仕様 乙の設置・管理するデジタルサイネージ画面への表示

(3) 広告内容・デザイン 甲の指定・作成する内容・デザイン

(掲出期間)

第3条 本件広告の掲出期間は、 年 月 日から 年 月 日までとする。期間満了前1か月前までに甲から乙への契約終了の申し出がない場合、6ヵ月単位の自動更新とする。更新後の広告内容等については、その都度、甲乙間の協議により定めるものとする。

(広告料金)

第4条 甲は、乙に対して、本件広告の広告料金として、掲出期間1か月につき金 円、6ヵ月当たり計金 円を支払うものとする。

2 甲は、広告料金を乙が送付する請求書内容に従って納付するものとする。

(費用等)

第5条 本件広告を掲出するに当たり必要なデータ作成費用は、乙が負担するものとする。

(広告内容等の変更)

第6条 甲は、掲出期間中、本件広告の内容等の変更を、乙に対して求めることができる。

2 前項の変更に伴う必要費用は、甲が負担するものとする。

(中途解約)

第7条 掲出期間中において、乙より甲へ本件広告の掲出の中止の通知があった場合には、本契約は中途解約により終了するものとする。

2 中途解約の場合においては、前納した広告料金については未経過期間に相当する広告料金を日割計算に基づき算出し、甲に返還するものとする。

(反社会的勢力の排除)

第8条 甲及び乙は、自己又は自己の役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。)、代理人若しくは媒介をする者が、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業又は団体、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等の反社会的勢力(以下、併せて「反社会的勢力」という。)に該当しないこと、及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを相互に確約する。

- (1) 反社会的勢力が経営を支配していると認められる関係を有すること
- (2) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
- (3) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に反社会的勢力を利用していると認められる関係を有すること
- (4) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
- (5) 役員又は経営に実質的に関与している者が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること

2 甲又は乙は、前項の確約に反して、相手方又は相手方の役員、代理人若しくは媒介をする者が反社会的勢力あるいは前項各号の一にでも該当することが判明したときは、何らの催告をせず、本契約を解除することができる。

3 前項に基づき本契約が解除された場合には、解除された者は、当該解除により生じたいかなる損害賠償も請求しないものとする。

(誠実協議条項)

第9条 本契約に定めのない事項については、甲乙間の誠実な協議により決するものとする。

(合意管轄)

第10条

本契約に関して生じた紛争については、大阪地方裁判所又は大阪簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

この契約を証するため、本書2通を作成し記名押印の上甲乙各1通を保有する。

年 月 日

甲 ○○○○  
○ ○株式会社  
代表取締役 ○○○○

乙 大阪府大阪市北区西天満4—11—23  
ホロニクスヘルスケア株式会社  
代表取締役 谷 信幸